

## 第7号 社寺仏閣及び納骨堂

### 1 趣旨

既存集落における地域的性格の強い鎮守、社、庚申堂、地蔵堂を構成する建築物を典型例とする市街化調整区域を中心とした地域社会における住民の日常の宗教的生活に関連した施設を対象とするものである。

### 2 申請要件

申請内容は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 市街化調整区域内における既存の宗教生活に関連した施設を拡張し、又は移転を目的とする場合。
- (2) 市街化区域内に社寺仏閣を有している宗教法人が新たに建築する場合で、市街化調整区域内の1点を中心に半径1kmの範囲内における信者数が200人以上で、その過半数が市街化調整区域内に居住している場合。
- (3) 市街化調整区域内の住民の代表者が建築する場合で、地域住民の日常の宗教的生活に関連した施設として、地域的性格の強い鎮守、社等を建築する場合。

### 3 申請地

申請地は、次の各号に掲げる事項のすべてに該当しなければならない。

- (1) 申請地は、原則として農業振興地域の整備に関する法律による農用地区内の土地でないこと。
- (2) 申請地は次の各号のいずれかに該当すること。
  - ア 既存集落内又はその集落から500m以内に存する土地であること。
  - イ 既存施設の敷地内又は隣接地であること。
- (3) 2の申請要件の(2)の要件に該当する宗教法人については、当該信者居住区域内に存する土地であること。
- (4) 申請地の規模は建築物の規模、構造及び用途に照らして、適切なものであること。

#### 4 建築物の規模、構造及び用途

(1) 規模及び構造 建築物の用途及び宗教活動上の必要に照らして、適切なものであること。

##### (2) 用途

- ア 鎮守、社、庚申堂、地蔵堂等地域住民の日常の宗教的生活に関連した施設
- イ 宗教法人の行う儀式、教化育成のための施設及びこれに付属する社務所、庫裏等（宿泊及び休憩を目的とする施設は含まない。）、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第3条第1号に規定する「境内建物」及び関連施設
- ウ 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第6項に規定する納骨堂